の一八〇まで、五一二四の二六九から五一二四の二八七まで、五一二六の一二二から五一二六の一四三まで、五一二六の一六五から五一二六の一九九まで、五一二六の三〇六から五一二六の三一〇まで、五一二六の三一三、五一二六の三一六から五一二六の三一九まで、五一二六の四二〇から五一二六の四二二まで、五一二六の四二四から五一二六の四二九まで、五一二六の五三三、五一二六の五三八から五一二六の五四〇まで、五一二六の五四二から五一二六の五四四まで、五一二六の五五三、小豆郡土庄町大部字嶮岨山乙一三九八の一、乙一三九八の三から乙一三九八の八まで、乙一三九八の一二、乙一三九八の一三、乙一三九八の三九、肥土山字嶮岨山乙七二三の一から乙七二三の九まで、小豆島町神懸通字嶮岨山乙一一七の三

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　香川県仲多度郡まんのう町勝浦字家六二〇三五の一、小豆郡土庄町字高見山乙一六(次の図に示す部分に限る。)、乙一四の一、乙一五、乙一七、乙一八、上庄字徳利晒二〇六三(次の図に示す部分に限る。)、二〇六九、字持場二〇七四、二〇七八、字桂尾二一〇六の一、二一〇六の二、二一〇六の九、二一〇六の一二、字段二一五五の二、淵崎字皇踏乙三六、乙三七

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高見山乙一六、乙一四の一、乙一五、乙一七、乙一八、字徳利晒二〇六三、二〇六九、字持場二〇七四、二〇七八、字桂尾二一〇六の一、二一〇六の二、二一〇六の九、二一〇六の一二、字段二一五五の二、字皇踏乙三六、乙三七

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁並びに三豊市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第二号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月五日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

勝坂1

(二)　砂防法第二条の土地の表示

防府市大字下右田字城山三〇番地二〇内四等三角点右田ヶ岳を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二七四度五二分一九秒　一〇二五・二一〇メートルの地点　一号

標柱一号から二九二度四七分一七秒　八九・三六〇メートルの地点　二号

標柱二号から三一六度一分二二秒　一二三・九五一メートルの地点　三号

標柱三号から五〇度四四分四六秒　一二〇・二四〇メートルの地点　四号

標柱四号から一四一度二九分四四秒　二〇二・七四五メートルの地点　五号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新町奥谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

防府市大字下右田字城山三〇番地二〇内四等三角点右田ヶ岳を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から九八度一三分三五秒　九五八・〇六三メートルの地点　一号

標柱一号から二七〇度二一分五四秒　一七一・六七四メートルの地点　二号

標柱二号から二八一度一八分四八秒　七六・六五六メートルの地点　三号

標柱三号から一九度一八分三四秒　一〇五・六五五メートルの地点　四号

標柱四号から六六度二〇分一八秒　六三・二〇一メートルの地点　五号

標柱五号から一〇七度五七分五一秒　一五九・八四七メートルの地点　六号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

十七谷川及び平川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

山口市大字下小鯖字山口尾六番地三等三角点山口尾を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域(昭和三十二年建設省告示第千九十九号及び昭和三十七年建設省告示第千二百二十八号で指定した土地の区域を除く。)

基準点から一一八度二分四〇秒　一八三七・六六一メートルの地点　一号

標柱一号から二七一度三三分一三秒　二二六・二二二メートルの地点　二号

標柱二号から三一〇度四七分一七秒　一六三・四七九メートルの地点　三号

標柱三号から二五度四九分一〇秒　二〇四・八九八メートルの地点　四号

標柱四号から六八度二九分四〇秒　六二・一九五メートルの地点　五号

標柱五号から一二三度三二分一〇秒　一七二・〇二八メートルの地点　六号

標柱六号から一四四度一七分二七秒　一三六・八六四メートルの地点　七号

標柱七号から一九四度五九分三七秒　五四・九五八メートルの地点　八号

標柱八号から一二九度五三分三七秒　三四・二七三メートルの地点　九号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山田上川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

防府市大字大崎一八〇二番地内電子基準点防府を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三五〇度五分五四秒　一八九六・〇六九メートルの地点　一号

標柱一号から二一七度四四分五六秒　七九・九〇六メートルの地点　二号

標柱二号から三〇三度一四分三秒　一七六・六五七メートルの地点　三号

標柱三号から一九度二二分四七秒　一九二・一七一メートルの地点　四号

標柱四号から一二六度九分五七秒　七九・九八一メートルの地点　五号

標柱五号から一四一度三七分三九秒　一二六・四〇八メートルの地点　六号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

峪川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

防府市大字上右田字三谷一四三番地一六内四等三角点八幡岳を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域(昭和二十六年建設省告示第八百十八号で指定した土地の区域を除く。)

基準点から一七五度二四分二二秒　八六八・一三三メートルの地点　一号

標柱一号から三三三度二〇分一三秒　二八・二六一メートルの地点　二号

標柱二号から一八度五〇分一秒　五四・八〇一メートルの地点　三号

標柱三号から四五度一五分三秒　六五・六一〇メートルの地点　四号

標柱四号から一三〇度一五分五八秒　三九・六二八メートルの地点　五号

標柱五号から一九四度三一分五八秒　六一・二八三メートルの地点　六号

標柱六号から二一六度四一分二〇秒　五五・二一九メートルの地点　七号